消食表第 472 号 令和7年7月22日

消費者委員会 委員長 鹿野 菜穂子 殿

内閣総理大臣 石破 茂 ( 公 印 省 略 )

諮 問 書

下記について、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第6項の規定により 準用することとされた同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) を別添のとおり一部改正することについて

○内閣府令第

号

食品表示法 (平成二十五年法律第七十号) 第四条第一項の規定に基づき、 食品表示基準の一 部を改正する

内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準 (平成二十七年内閣府令第十号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対

象規定」という。)は、 当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

示禁止 事 項

第 器包装に表示してはならない。 掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加九条(食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及) <u>-</u> 条、 一般用加工食品の容第六条及び第七条に

二~七

機能性表示食品にあっては、 次に掲げる用

第九の第 費者庁 欄に掲げる栄養成分を除く。 長官に届け 出た機能性関与成分以 を含むことを強調 外の成分 (別表

「ハ・ニ

2

[九~十三

表示禁止

第二十三条 特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)される食品してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品二十三条(食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一 にあっては、第五号に掲げる事項については、この限りでな

二 5 五

機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

略

する用語 第九の第 :費者 庁 欄に 長 官に 掲 げ 届 る栄養成 け 出た機能性 分を除く 関与成 分以 を含むことを強 外 の成 分 (別表 調

> (表示禁止 事

> > 改

正

前

第 器包装に表示してはならない。 掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一九条(食品関連事業者は、第三条、第四条、第 一般用加工食品の容第六条及び第七条に

[一~七 略]

機能性表示食品にあっては、 次に掲げる用

略

る用語 分(別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。 合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及 第七条の場 ) を強

元~十三八・二

2

第二十三条 「よっよい。ただし、生産した場所で販売される食品又は不の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及ひ第二二 (表示禁止事項) にあっては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)される食してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は

[一~五略]

機能性表示食品にあっては、次に掲げる用

略

出た機能性関与成分以外の成分(別表第九の第一欄に掲げし取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届けの補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切など第二十一条において準用する第七条の規定に基づく栄養に 栄養成分を含む。) を強調する用 語 げる け 摂成

[野]	
2 [断]	

この府令は、公布の日から施行する。